

日本型企业社会における教育行財政制度
～生き方の多様性を承認する社会への転換をめざして～

石井 拓児 先生

1. 問題提起

(1) 「子どもの貧困」は仕方ないか。

ア. 所得の多い家庭の子供の方がより良い教育を受けられることについて、「良くない」と考える人が以前は50%を超えていたが、この8年間で20%下落し34.3%になった(仕方ないと思う人が増えている)のはなぜか。

この問いに対して下記のような意見がよくあるが、下記のような反論が可能である。

- ・「高度に経済成長した日本に貧困問題は存在しない。」
⇒子どもの貧困問題の捉え方が成熟していない。「貧困観の貧困」。
- ・(特に年配者に多い意見)「昔は貧困だったが、幸せはお金ではない。」
⇒かつてのお金のなかった時代の日本と今は違い、購入すべき物が増えている。
- ・(特に40～50代に多い意見)「自分も苦勞したが何とか生きている。高校や大学に行かなくても生きていける。」
⇒20年前とは社会の構造がそもそも大きく異なってきている。

したがって、子どもたちの「声なき声」に耳を傾ける必要がある。

イ. 子どもの貧困率に関する各種データの傾向

①内閣府 2015年版『子ども・若者白書』

子どもの相対的貧困率は全体傾向としては上がり続けている。

②厚生労働省 2016年『国民生活基礎調査』

子どもの貧困率は全体傾向としては上がっており(2015年時点で13.9%)、世界的に見ても高い数値である。

特にひとり親世帯では50.8%で世界No.1であるが、それはなぜか。

⇒母子家庭ではさらに高くなるが、そこに日本の男女の働き方の違いや雇用形態が反映されているのではないか。

③子ども貧困率の国際比較

日本の子どもの貧困率は、OECD平均を大きく上回っている。

ウ. 討論

ベネッセ総合研究所と朝日新聞の共同調査(2016年)において、「所得の多い家庭の子どもの方がより良い教育を受けられる傾向は良くない」と考える割合が、この8年で急減しているという結果が出ている。なぜか。

(討論での主な意見)

- ・教育環境を整えるための財源がないというあきらめがあるのではないか。
- ・昔は職業の選択の幅が広がったが、今は狭くなっているのではないか。

部活動の長時間や体罰が起こる要因のひとつとして保護者の要望がある。より良い部活動でより良い成績を残すことで、少しでも条件の良い会社に入ったり、少しでも条件の良い大学に推薦で入ったりすることがどの親にとっても必要になっている。

⇒昔は手に職を付けていけば生きていた社会だったが、より良い人生設計の幅が狭まっている。勉強か部活動でより良い成績を残す必要がある社会になっている。

(2) 「子どもの貧困」を可視化する新しい概念・統計手法の開発

①相対的貧困＝所得の中央値の半分以下

相対的貧困という概念によって国際比較が可能になった。

②貧困リスク

貧困による虐待や非行のリスクは高い。また、貧困の連鎖のリスクも高い。

③「物質的はく奪」という問題

「相対的はく奪指標」が開発され、「合意基準アプローチ」として、子どもの必需品に関する調査手法がある。50%以上が必要と回答すれば、社会的合意があり、制度として措置すべきと考えられる。

日本で50%を超えるのは9項目に対して、イギリスで同じような調査をすると、ほとんどの項目で50%を超える。

なぜ、日本では子どもの必需品に対する社会的合意の水準が低いのか。

⇒日本では子育て・教育費は家族で負担すべきとの考え方が伝統的に強い。その背景に、戦後、子育て・教育費に関する財政的支援が、諸外国と比べても非常に少なかったため、結果として家族で負担すべきという考え方が定着した。

(3) 人口急減社会へ

①国立社会保障・人口問題研究所 2017年推計

若者世代（18歳～26歳）に人口が毎年100万人ずつ減少すると予測している。

②2018年3月報道

2045年までに人口が2000万人減少すると予測している。

③2017年12月厚生労働省

2年連続で出生数が過去最少を更新している。

特に、東京・大阪・京都・奈良などで出生率が低くなっている。

このような状況の中で、なぜ日本では子どもが生まれない社会になったかを考える必要がある。

(4) 過労死

過労死が国際共通語になっているのは日本でしか起きないものであるからであるが、なぜ日本でのみ起こるのか。

⇒社会保障がせい弱であるために、「働き続けないと生きていけない社会」。

2. わが国における子育て・教育費制度の特殊性

(1) 子育て支援制度の国際比較

ア. 日本の子育て支援制度

1971年 児童手当法

条件が厳しくほとんど機能せず。ただし、次第に対象は拡大される。

2010年4月～2012年3月 子ども手当法

日本で初めての普遍的子育て給付制度である。

2012年4月 児童手当法

所得制限はあるが普遍的子育て給付制度に近い。

日本では、2012年の子ども手当法制定までは選択的給付制度が基本であった。

その他の子育て支援メニューとしては、児童扶養手当（単親子育て世帯に支給）・出産育児一時金などがあるが、それほど多くはない。

イ. 児童手当制度の国際比較

イギリス・ドイツなどは普遍的給付である。特にドイツは児童手当の延長に学生への給付制度があり、さらに授業料が無償で住宅費の保障もある。アメリカに児童手当はないが、所得控除があり、控除額が納税額を上回る場合にその分を給付する。

⇒ヨーロッパ型・アメリカ型・日本型に分けることが可能であるが、日本もアメリカのような所得控除方式か、ヨーロッパのような普遍的給付方式かを導入すべきである。日本のみが特殊な制度状況にある。

ウ. 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2011年）

ヨーロッパはかなり大きい。日本は出産給付が比較的大きく、アメリカは出産給付がない。アメリカ・韓国は家族関係社会支出の対GDP比が低い。ただし、アメリカについては税控除で措置している

したがって、各国の家族関係社会支出の対GDP比について、ヨーロッパ型・北米型・アジア型に分類できる。

(2) 現物給付制度の国際比較（OECD, Education at a Glance 2017）

ア. GDPに対する公財政教育支出（何%が教育費に回されているか）の国際比較

OECD平均	4.8%
日本	3.4%
フィンランド	6.0%
スウェーデン	5.8%
フランス	4.8%
ドイツ	4.2%
イギリス	5.5%
アメリカ	4.6%

日本は家族関係費ではアメリカより大きいですが、教育費ではアメリカより小さい。

OECDとの差1.4%を埋めるためには約7兆円財政支出を増やす必要があるが、それが

措置できれば、計算上、国公立の全大学の授業料を無償化できる。

イ. 学校教育活動費のうちの公的負担・私的負担の割合

①小・中・高校

	日本	フランス	フィンランド	スウェーデン	イギリス	アメリカ
公的負担	92%	91%	99%	100%	87%	91%
私的負担	5%	8%	1%	0%	11%	9%

②大学

	日本	フランス	フィンランド	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
公的負担	34%	79%	96%	86%	89%	28%	35%
私的負担	51%	12%	0%	14%	1%	48%	46%

日本では小学校で 10 万円・中学校で 15 万円私的負担している。日本は公的負担が小さく、私的負担が大きい。北欧のように完全無償を実現している国やフランス・ドイツのように私的負担が小さい国もある。

(3) 日本の子育て費用 3 点セット

子育て支援制度について、日本は選別型でかつては児童手当を受け取る家庭が少なかった。また、教育費について、日本は公的財政支出が低く、家計負担が大きい。

では、戦後から 2010 年まで、日本はどうやって子育て費用を補ってきたのか。

⇒企業に入っていれば、年功賃金や家族手当などが保障されるという、日本型企业社会システムで補ってきた。欧米諸国とは違い、日本は 30 歳以降 60 歳手前まで賃金が上がる。つまり、子育て・介護費用などが必要な時期に最も賃金が高くなるというシステムになっており、欧米諸国の同年代の賃金との差額部分で社会保障を補ってきた。

⇒このシステムでは、日本型雇用の本体部分に参入できるのは大・中企業社員ないし公務員のみであり、参入できない人はその費用をどこからも負担してもらえない。

⇒日本型雇用が機能しているときには問題とはならなかったが、1990 年代後半から進んだ「日本型雇用の解体」で、20～30 歳代の若年世代の非正規化が進んできた。そして、この 20～30 歳代こそが育児世代であるため、子どもの貧困問題が深刻化してきた。

⇒非正規雇用への転換がすすみ、年功型賃金が崩れ、家族手当が支弁されない人が増えてきたのであるから、子育てや教育制度に普遍的現物給付・普遍的現金給付の仕組みを導入するための財源は、雇用の転換をすすめてきた企業が負担すべきというのが、論理的にはいちばん正しい。

(4) 大学授業料問題

英米は授業料が高くなっているが普遍的な給付システムが備わっており、北欧は授業料が無償である。ドイツ・フランスは授業料が低い一方奨学金は発達していないが、児童手当が学生でももらえるので、奨学金に代わって児童手当が機能している

日本は授業料が高く、奨学金は拡充しておらずローンであり、学生は手当ももらえないというきわめて特殊な国である。

3. 日本型企業社会の成立とぜい弱な社会保障

(1) 「この道しかない」のウソ

社会保障の選択肢は多様性に満ちている。「この道しかない」と言い、社会保障制度のいっそうの解体をすすめているこの国のすすんでいる道＝方向は、先進諸国の中ではもっとも特殊であることを知る必要がある。

(2) 日本における福祉国家思想

日本は、福祉国家に対する警戒心が強く、1970年代後半には家族・隣近所・企業が各個人の生活保障に責任を負うという「福祉社会論」が出てくる。そして、「福祉社会論」の延長に新自由主義改革が展開されてきたため、日本では福祉国家的な諸制度がほとんどの分野で未整備のままになっている。

(3) 討論「家族関係がどのように変容しつつあるか」

(討論での主な意見)

- ・ 共働き家庭が増えて子育て環境が変化している。
- ・ 離婚件数が増えている。
⇒離婚率と非正規雇用率に相関関係があり、母子家庭の貧困率が高いというのが日本の問題である。
- ・ コミュニティが崩壊している。
⇒したがって、働き方改革や社会保障制度の再整備が必要である。
- ・ 子どもが産めない。
⇒経済的負担が大きい、女性は復職しづらい、核家族化などが原因である。
- ・ 介護者は介護離職で社会との関わりがなくなる。
- ・ 単身赴任も相当数あるのではないか。

(4) 多様な生き方を承認する社会への一歩としての社会保障整備

低い賃金でも自分らしい生活をして生きていける社会、働かない・働けないという選択肢も承認する社会を実現する必要がある。そのためには、あらゆる分野で社会保障を整備する必要がある。最後の問題は、財源をどのように確保するかにつきる。

子どもの貧困対策に財政を投じることは、むしろ財政再建に貢献するというのが、世界の多くの専門家の共通の見解となっている。教育やスポーツや健康に関する活動に積極的に財政支出することで、医療費や介護費を抑制することもじつは可能になる。子どもを産み、育てることが大きな負担とならない社会にならなければ、人口減少に歯止めがかからず、内需も拡大しないのだから、経済成長も見込めない。どちらが健康で健全な社会と叫ぶのかは、はっきりしている。